平成２７年（フ）第３３５号
群馬県北群馬郡吉岡町大字北下510番地
債務者　馬場　　愛（旧姓吉成）
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３４４号
群馬県前橋市三俣町１丁目40番地６　エスカイア三俣　Ａ―405号
債務者　浅見　政澄
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３４７号
群馬県前橋市川原町２丁目21番地17　レオパレスジュネス前橋　102号
債務者　後藤　良徳
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３１０号
静岡県御殿場市川島田423番地の４
債務者　田代　修斗
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３６９号
静岡県熱海市泉35番地の４　凡土山荘２階、前住所静岡県熱海市泉169番地の28
債務者　森屋　直美
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第８７号
兵庫県加西市中野町886番地の２　ナカノニューハイツ201、前住所兵庫県加西市繁昌町1550番地の19
債務者　本玉　徳明
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第６７５号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目29番２号、前住所熊本市北区龍田８丁目16番４―108号
債務者　香田宗太郎
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５６号
長野県上伊那郡中川村葛島831番地の１
債務者　下平ひで子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第６５号
秋田県湯沢市元清水１丁目８番18号　藤コーポＣ号
債務者　遠藤　一美
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第６２号
宮城県石巻市貞山２丁目２番26―２号　サンハイツ山下201号、前住所宮城県石巻市水明北２丁目３番24号
債務者　鈴木　克芳
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第４４６８号
大阪府寝屋川市御幸東町37番７号
債務者　稲垣　慎二
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４９５号
大阪府高槻市如是町６番１号
債務者　田邉　泰弘
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５０５号
大阪府枚方市出口１丁目２番16―1212号
債務者　田畑　美保
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６８３号
大阪府枚方市長尾谷町１丁目303番地の11
債務者　一村　弘美
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８３０号
大阪市北区国分寺１丁目２番31―1012号、前住所大阪市都島区大東町３丁目10番13―203号
債務者　福田　江里（旧姓井ノ上）
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２２０号
大阪府高槻市深沢町２丁目２番８―615号
債務者　中川まさよ
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３９６号
大阪市此花区西九条５丁目３番６―104号
債務者　柏原　幸子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部